

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 海外子会社・関係会社との取引における税務上の注意点

海外子会社または関係会社との取引における税務上の主な注意点は、つぎのとおりです。

取引価額の妥当性

主な取引	税務上の注意点
製品・材料等の売買	内国法人が高い価額で購入した場合、通常より高い部分については法人税法上、損金の額に算入されません。 内国法人が低い価額で売却した場合、通常取引されるであろう金額で売却したとみなされます。
従業員出向、事業立ち上げ援助	海外子会社または関係会社から給与負担金の支払い、事業立ち上げ援助に係る役務提供対価の支払いがない場合、出向者の給与、事業立ち上げ援助に係る費用は国外関連者への寄付金となり、法人税法上、全額損金の額に算入されません。
増資、減資（払戻し）	100%子会社以外の増資（株主割当増資を除く）を行う場合、時価よりも低い価額での払込は受贈益課税の問題が生じます。 払戻し金額が、払戻しに係る資本金等の額を超える場合、みなし配当課税・株式譲渡損益の問題が生じます。

※基本的に、内国法人の発行済株式等の 50%以上を保有し、または内国法人に発行済株式等の 50%以上を保有される外国法人が対象となります。

タックスヘイブン税制

内国法人等に発行済株式等の 50%超を保有されている外国法人のうち軽課税国（基準税率 20%未満）に存在するものについて、その外国法人の発行済株式等の 10%以上を保有している場合は、次の 4 要件のすべてを満たさなければ当該特定外国子会社等の利益を内国法人の利益とみなし合算課税されます。

（4 要件のすべてを満たす場合は資産性所得のみが合算対象）

① 事業基準	主たる事業が株式等の保有、無形資産の供与、船舶または航空機の貸付でないこと
② 実態基準	本店所在地国に主たる事業に必要な事務所等を有すること
③ 管理支配基準	自ら事業の管理支配を行っていること
④ 非関連者基準 または 所在地国基準	非関連者との取引割合が 50%超であること または 主として本店所在地国で主たる事業を行っていること

お見逃しなく！

2018 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から特定の外国関係会社（ペーパーカンパニー等）のうち、基準税率が 30%未満である場合には、4 要件の判定をすることなく、利益の全額が合算課税の対象となります。